

政令第三百号

統計委員会令

内閣は、統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

（部会）

- 1 第一条 統計委員会（以下「委員会」という。）は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから委員長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

（議事）

第二条 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の議事について準用する。

(庶務)

第三条 委員会の庶務は、内閣府大臣官房企画調整課において、総務省政策統括官(総務省組織令(平成十二年政令第二百四十六号)第十四条第二号に掲げる事務を分掌するものに限る。)の協力を得て処理する。

(雑則)

第四条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、統計法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成十九年十月一日）から施行する。

(統計審議会令の廃止)

第二条 統計審議会令（昭和二十七年政令第二百九十六号）は、廃止する。

(統計審議会の委員の任期)

第三条 この政令の施行の日の前日において統計審議会の委員である者の任期は、前条の規定による廃止前の統計審議会令第三条第一項の規定にかかわらず、その日に満了する。

(委員会の所掌事務に関する経過措置)

第四条 委員会は、統計法第四十五条に規定するもののほか、同法の施行の日の前日までの間、統計法施行令（昭和二十四年政令第三百十号）第一条及び第一条の三、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令（昭和二十六年政令第二百二十七号）第二条第三項並びに統計報告調整法施行令

(昭和二十七年政令第三百九十六号)第一条の二の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(統計法施行令の一部改正)

第五条 統計法施行令の一部を次のように改正する。

第一条中「統計審議会」を「統計委員会(統計法(平成十九年法律第五十三号)第四十四条に規定する統計委員会をいう。第一条の三において同じ。)」に改める。

第一条の三中「統計審議会」を「統計委員会」に改める。

(統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の一部改正)

第六条 統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「統計審議会」を「統計委員会(統計法(平成十九年法律第五十三号)第四十四条に規定する統計委員会をいう。)」に改める。

(統計法施行令及び統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の一部改正に

伴う経過措置)

第七条 前二条の規定による改正前の統計法施行令第一条の三又は統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令第二条第三項の規定に基づく統計審議会の意見は、前二条の規定による改正後の統計法施行令第一条の三又は統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令第二条第三項の規定に基づく委員会の意見とみなす。

(統計報告調整法施行令の一部改正)

第八条 統計報告調整法施行令の一部を次のように改正する。

第一条の二の見出し中「統計審議会」を「統計委員会」に改め、同条中「統計審議会の」を「統計委員会(統計法(平成十九年法律第五十三号)第四十四条に規定する統計委員会をいう。以下この条において同じ。)の」に改め、同条ただし書中「統計審議会」を「統計委員会」に改める。

第三条第一号中「第五条第二項」の下に「及び第三項」を加え、同条第六号中「第十六号」を「第十七号」に、「同条第二十六号」を「同条第二十七号」に、「第十五号」を「第十六号」に、「同条第二十七

号」を「同条第二十八号」に改める。

（内閣府本府組織令の一部改正）

第九条 内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中第四十一号を第四十二号とし、第三十五号から第四十号までを一号ずつ繰り下げ、第三十四号の次に次の一号を加える。

三十五 統計及び統計制度に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

第十五条中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 統計及び統計制度に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

（総務省組織令の一部改正）

第十条 総務省組織令の一部を次のように改正する。

第十四条第二号ホを削り、同号へ中「ホまで」を「ニまで」に改め、同号へを同号ホとする。

第二百一十一条中「統計審議会」を削る。

第二百五条を次のように改める。

第二百五条 削除

## 理由

統計法の一部の施行に伴い、統計委員会に関し必要な事項を定める必要があるからである。